

平成30年度 事業計画書

ハーバー大慈

1. <施設理念>

児童福祉法の理念及び法人の設立精神である「和顔愛語・上敬下愛」に基づき、利用者の人権を尊重し、地域から信頼される施設を目指す

2. <基本方針>

- ①利用者の最善の利益を目的とし、利用者主体の福祉サービスを提供する
- ②母と子の権利擁護の為に、職員一人ひとりの倫理観、人間性を養い、母と子が安心して生活出来る場を提供する

3. <中長期ビジョン>

- ①入所者が金銭的、精神的、社会的に自立出来る様、自立に繋がる支援をする。また、全職員がそのビジョンに対し、共通の意識を持ち業務を遂行する
- ②内部組織の強化
- ③地域に貢献する

4. <目標>

- ①各入所者の自立へのプロセスを明確にし、ニーズに沿った支援をする
- ②職員の資質の向上
- ③地域のニーズに沿ったサービス、子育て支援を行う

5. <行動計画>

- ①各入所者の自立へのプロセスを明確にし、ニーズに沿った支援をする
 - A) 入所時、入所後にケースワークを行い、母子と相談した上で自立に向けた目標やプランを設定する。
 - B) 入所者の精神の安定を図る為に、必要に応じてケースワークの回数を増やす。また、外部の心理カウンセラーにカウンセリングを依頼する。
 - C) 金銭管理が必要な場合、金銭の預かりを行う。
 - D) 退所後、必要に応じて他機関との関係調整等、アフターケアを行う。
 - E) 児童にとって、より良い養育の為の支援を行う。
 - ・小中高生の学力向上の為の勉強会。
 - ・母親への経済的自立支援（保育園の送迎や日、祝日の預かり保育等）。
- ②職員の資質の向上
 - A) 各職員、自分自身の資質を理解し、資質向上に必要な研修（コーチング研修等）に積極的に参加する。
 - B) 各職員がマニュアルに縛られず、自ら考え行動出来る様に会議等を通し、価値観の共有化を図る。
- ③地域のニーズに沿ったサービス、子育て支援を行う
 - A) リフレッシュ保育事業を通して、子育て支援を行う。
 - B) ゴールデンウィークや年末、リフレッシュ保育の利用者が多い場合、必要に応じて職員の出勤人数を増やし、受け入れの枠を広げる。
 - C) リフレッシュ保育事業の広報活動。（広告の配布やインターネットへの掲載）

6. 《年間行事等》

月	行 事
4月	市母協総会・歓送迎会・個別対応遊び
5月	母と子の合同運動会（市母協）・母子福祉会総会・個別対応遊び
6月	母と子の親子エンジョイ月間・個別対応遊び
7月	七夕祭り・個別対応遊び
8月	児童キャンプ（市母協）・地藏盆・個別対応遊び
9月	母と子のバス旅行（市母協）・焼肉パーティー・個別対応遊び
10月	小中高生エンジョイ月間・OB会・ハロウィン・個別対応遊び
11月	施設内懇親会・個別対応遊び
12月	施設内クリスマス会・情報交換会（市母協）・個別対応遊び
1月	新春母と子のつどい（市母協）・新年会・児童もちつき・個別対応遊び
2月	節分・個別対応遊び
3月	ひなまつり・児童スキー大会（市母協）・個別対応遊び

7. 《学習指導》

- ①小学生・・・(算数・国語) 各週1回
4年生以上 (英語) 月1回
- ②中学生・・・(数学・英語・テスト勉強) 週1回以上
- ③中、高校生・・・(家庭教師) 週1回以上
- ④小学生4年生以上～中学生3年生以下・・・
(母子福祉会主催) 木曜日 17:30～19:30

8. 《保健衛生》

- ①害虫駆除・・・年1回（各居室・短期保護室・事務所・保育室・集会室・宿直室）
- ②排水管清掃
- ③エアコン清掃・・・（各居室・短期保護室・事務所・保育室・集会室・宿直室）
- ④廊下清掃

9. 《避難訓練》

- 消防訓練（年1回、消防署に避難訓練報告を行う）・・・月1回（夜間想定・水消火器による訓練も年度の中で実施）
- 災害訓練・・・10月（津波を想定し、大倉山公園に避難する）
- 不審者訓練・・・11月

10. 《健康診断》

- ①職員・・・一般健康診断 年2回 検便（O-157） 月1回
- ②母親・・・一般健康診断 年2回
- ③児童・・・一般健康診断 年2回

11. 《研修》

- 全母協職員研修会・全母協研究大会・近母協研究大会・法人内研修会・市母協研修会
コーチング研修（全職員を対象に2ヶ月に1回実施）・その他随時

12. 《会議》

頻度	会議名		
月1回	職員会議	支援会議	学童委員会
	リフレ委員会	リスクマネジメント会議	主任・リーダー会議
年2回以上	三者連絡会議（施設、こども福祉係・保護係等の各担当者）		

13. 《広報》

- ①施設新聞（利用者、関係機関に配布）、ホームページ
- ②リフレッシュ保育（利用対象者への広告の配布）

14. 《地域貢献》

- ①法人こども園の時間外保育受け入れ（20時以降）
- ②リフレッシュ保育事業の保育時間延長（21時以降）
- ③アフターケアによる居室訪問、病院の付き添い、金銭管理、関係機関との連携等